

平成 26 年 9 月 25 日

秩父市議会議長 小 櫃 市 郎 様

議会運営委員長 五 野 上 茂 次

### 議会運営委員会行政視察報告書

1 期 日 平成 26 年 7 月 24 日 (木) ～25 日 (金)

2 視察先 神奈川県藤沢市、神奈川県小田原市

3 参加者	委員長	五野上茂次	副委員長	斎藤 捷栄
	委員	浅海 忠	委員	福井 貴代
	委員	新井重一郎	委員	落合 芳樹
	委員	松澤 一雄	委員	荒船 功
	議長	小櫃 市郎	副議長	笠原 宏平

4 視察目的

神奈川県藤沢市議会 「議会基本条例制定の過程、現状等」  
「議会改革について」

○ 市の概要

神奈川県中央南部に位置する藤沢市は、南は相模湾を臨み、相模原台地のなだらかな丘陵が続く、気候温暖で自然環境に恵まれた街です。

また、市の南端には江戸時代の描かれた「江の島」が浮かび、風光明媚な景勝地として藤沢市のシンボルとなっており、富士山を背景にゆるやかな弧を描く湘南海岸と江の島は、神奈川を代表する景観を形成しており、東京から 50km 圏にあり、交通の利便性にも恵まれ、首都圏近郊の観光・保養・住宅地として発展してきた都市です。

○ 議会改革の概要

藤沢市議会は、平成 25 年 4 月 1 日より議会基本条例を施行し、議会改革に積極的に取り組んでいます。市民により選ばれた議員、市長は、市民の負託にこたえる重要な役割を担っており、また、地方分権の時代にあつて、その果たすべき役割や責任がますます大きくなっている中、議会は、市民の負託に応えるべく、市長当局との緊張感を常に

持ち、監視機能を強化している、とのことです。

藤沢市の議会基本条例には、本会議での一般質問、議案質疑および委員会等での質疑において、広く市政上の論点および争点を明確にするため、一括質問のほかに一問一答による質疑方式が選択できることや、議員の質疑に対して、市長、副市長、教育長は、議長、委員長の許可を得て反問することができる（反問権がある）こと、また、市民に対して情報を積極的に公表するため、議会報告会の開催を義務化していることなどが記載されており、秩父市議会ではまだ検討段階の議会運営方法（議会改革事項）も含まれています。



## 神奈川県小田原市議会 「議会基本条例制定の過程、現状等」 「議会改革について」

### ○ 市の概要

室町時代後期から末期にかけては、北条氏5代95年の間、城下町として全国的に知れ渡り、江戸時代には、東海道の宿場町として繁栄しました。

明治4年（1871年）の廃藩置県では、小田原市の県庁所在地になり、次いで足柄県の県庁所在地となりました。東海道本線は小田原～沼津間の急鋭地帯をさけて丹波トンネルが開通して小田原市街地を通るようになり、小田原は交通の要衝として再び脚光を浴びることになります。

昭和15年（1940年）に近隣の町村一部と合併して市政を施行し、人口5万4699人の小田原市が誕生しました。その後、昭和23年、昭和29年、昭和31年、昭和46年に、周辺地域の町、村が次々と編入し、現在の市域が確立されました。また、平成12年には特例市に移行しました。

## ○ 議会基本条例、議会改革の概要

小田原市議会では、議会基本条例について具体的に検討していくという結論から、基本条例の制定に向け特別委員会を設置し、平成24年3月23日～調査終了までの期間を定め、協議を重ねました。特別委員会の開催（25回）や、議員研修会として全国市議会議長会法制参事の本橋謙治氏による

「議会基本条例等に関する留意点の講演」、また、「議会基本条例市民フォーラム」の開催などを行い、制定に向けた活動を着実に進めていきました。

議会改革の取り組みとしては、事務の簡素化・合理化の意味において、委員会の開催通知等をEメールによって送付すること。また、各議員への配布物を再検討する意味として、会議録の配布を取りやめた（インターネットで会議録の閲覧をしてもらうことにした）ことなど、様々な取り組みを行っており目を見張るものがありました。その他にも、藤沢市議会と同様に、執行部が反問権を持つこと、議会報告会の開催、市民アンケートの実施なども行っております。

藤沢市議会、小田原市議会を視察したところ、議会改革について共通する部分が多いこともわかり、改革が進んでいるところは、どこでも議会人としての方向性が同じ方向を向いていることを感じました。



## 【議会運営委員会行政視察報告書 五野上 茂次】

毎年行われている行政視察ですが、4月の改選により新たなメンバーにて実行した。今回の視察目的は、議会基本条例の制定・議会改革の2項目を題して行われた。

### ○ 藤沢市議会の行政視察

藤沢市議会では、議会基本条例の制定に向け平成23年8月議会改革検討委員会を設置し、平成25年2月迄の間、検討を重ね同年4月1日から施行された。具体的内容として、議長、副議長の選出は立候補とし、所信表明を行うこととし、インターネット中継の実施・政務活動費の使途のホームページ及び議会報での公開・常任委員会のインターネット中継など、我が市議会にない内容等が行われており我々も導入に向け前向きな検討が必要と思う。

### ○ 小田原市議会の行政視察

今回の小田原市議会視察でまずもって驚いたのは、埼玉県出身の方が市議会議員として4期務め更には、議長に選任され活躍していることです。議長を中心に他、議会事務局員3名により色々な説明を受けました。小田原市は北条早雲により築かれ、城を中心とした城下町として関東の政治・経済・文化の中心都市として繁栄しました。人口196千人で、秩父市の約3倍の街であり、平成12年に特例市に指定されております。議会基本条例については、市政の課題を明確に市民に周知するとともに「開かれた議会」を目指すために、インターネットによるライブ中継(本会議)、ケーブルテレビ録画放送を積極的に行っていくなど、市民目線の取り組みを多く含む条例内容となっており、平成25年4月1日に施行されました。我が市議会においても、できる限り早く議会基本条例を制定することが必要だと思う。

## 【小田原市における議会基本条例制定プロセス 斎藤 捷栄】

22年5月に設置された「議会改革特別委員会」は、今日まで数々の改革を進めてきたが、議会改革の象徴ともいえる「議会基本条例」の制定までには至らず、25年3月「今後議会基本条例の制定に向けて協議を進めるよう議長に要望する」ことを確認して終結した。その後本年4月の議員改選後「議会報告会」の開催が論議される中、否が応でも「議会基本条例」の検討が迫られてきている。(本年の議会報告会は11月14日(金)開催予定)

今回視察した2市は、いずれも条例施行後間もない市であり、先進地事例を参考にした検討過程が大いに参考となった。とりわけ注目したのは、条例制定に先駆けた段階での市民との情報共有であった。小田原市においては、①無作為抽出の3,000名の市民に市議会に対するアンケートを実施、②アンケート結果報告会を実施、③議会基本条例市民フォーラムを開催、④条例素案を作成、⑤条例素案についての市民説明会の開催と、パブリックコメントの実施と、条例制定のプロセスが実に丁寧に市民と向き合っている。条例制定に向けた特別委員会最終報告書の「市民に対しては、議会基本条例の素案を作る前のやわらかい段階で、議会基本条例市民フォーラムを開催して意見を聴き、その後委員会で議論を重ねて素案を作成し、この素案に対して市民意見の募集を行い、更に条例の内容を直接説明し意見を聴くため、2回の市民説明会を開催した。このように議会が、広聴活動を積極的に行い市民と情報を共有していくという試みは、今後市議会の在るべき姿を示したと考えるものである」との記述を感動的に読み、参考として活かしていきたいと思う視察であった。

## 【議会運営委員会行政視察報告 浅海 忠】

議会基本条例の取り組み・議会改革について視察した。秩父市議会においても前任期中、平成22年5月から平成25年3月まで「議会改革特別委員会」を設置して協議を行ってきた。議員定数・政務活動費（当時は政務調査費）のあり方や使途・議長公用車のあり方をはじめ多くの項目を協議してきた中で「議会基本条例」の制定に向けての議論がなされ「秩父市議会においても設置していく」方向性が示されていたが制定については次の任期の議会（平成26年5月からの現議員）に委ねることとなっていた。

「議会基本条例」を設置する中で「市民に開かれた議会」を目指す意味においても「議会報告会」のあり方についても様々な議論があったが、平成24・25年5月の2回試行的に開催することができた。今期議会運営委員会において今後の議会報告会について議論され「市民の参加が少ない」「報告会の内容がおもしろくない」などの意見から「中止すべき」との意見もあったが「市民への説明責任の継続」「過去2回の参加者からの継続開催の要望等」をふまえた中で今年度は11月14日（金）午後6時30分から市内3会場で開催することとなった。

今後その内容について準備が進められることとなる。秩父市における最高規範は「秩父市まちづくり基本条例」があるが、議会のあり方や議員の最高規範としての「議会基本条例」を制定していくことが市民の皆さんに議会や議員の「見える化」になっていくことと考えている。藤沢・小田原両市議会においても課題となっていることは本市と同様であり、まずは実行して考える。

## 【藤沢市議会・小田原市議会の議会改革および

### 議会基本条例について 福井 貴代】

人口約42万人の藤沢市。藤沢市議会では市議会運営における最高規範として「議会基本条例」を制定。平成25年4月1日から施行している。私たちは、制定の経緯や取り組みについて視察。地方分権の進展に伴い、市議会の責務が大きくなる中、「開かれた議会」「市民に親しまれる身近な議会」を推進するため条例を制定したとのこと。市民と議会との関係や、議員および議員の活動原則など議会の基本的な事項が定められている。この議会基本条例は、平成23年8月に「藤沢市議会改革検討会」を設置して、約1年半をかけて検討し、平成25年2月の本会議において全会一致で可決・成立した。

実施状況を伺うと、議長および副議長の選出は立候補とし、それぞれが所信表明を行った後、投票により選出。市民等から提出される請願・陳情については、希望があれば提出者の意見陳述を行った。「議会報告会・意見交換会」の開催、議員研修や常任委員会のインターネット中継等、議会改革に向け積極的な取り組みが感じられた。今後も検証と改善を重ね、更なる議会の活性化と市民に開かれた議会の実現に向けて取り組むこととしている。

尚、人口約19万6千人の小田原市議会基本条例制定の取り組みについても視察。議長さんの説明の中で「議会基本条例の制定は必要なもの、議会改革を明文化して残すためである」との言葉が胸に残った。秩父市議会も議会改革に真剣に取り組んできた。これまでの改革を明文化して残し議会を更に活性化するためにも議会基本条例の制定に取り組むべきと感じた。

## 【議会運営委員会行政視察報告書 新井 重一郎】

### ○ 議会改革及び議会基本条例制定までの経緯

藤沢市議会では具体的な議会改革の取り組みとして議会活性化検討会が設置され様々な検討、協議がなされたが議会改革の象徴である議会基本条例の制定には至らなかった。地方分権の進展に伴い、地方議会が果たすべき役割の重要性が高まる中、議会運営委員会において、議長の発議により議会基本条例の制定に向けて進むことを確認した。平成23年8月基本条例の制定に向けて藤沢市議会改革検討会（「検討会」）を立ち上げた。検討事項として、基本条例の制定及びその他の議会改革に関する事項。位置づけとして、検討会で審議し、全員協議会で最終的に審議した上で条例制定を諮る。委員構成は、会派所属議員の3分の1を委員として選出。2人以下の会派は2会派から1名。以上が検討会の概要である。

主な検討内容としては、議長及び副議長の立候補制。請願・陳情提出者による意見陳述。議会報告会の開催。議員間討論の実施。補正予算常任委員会の設置。市議会に関するアンケートの実施。パブリックコメントの実施などであった。平成25年2月本会議にて前回一致で藤沢市議会基本条例が可決成立し、4月1日から施行された。検討会の役割はとりあえず終了したが、基本条例の実践的取り組み及びその検証、また、議会改革における新たな課題に対する場として引き続き検討会を残すことになった。

秩父市も条例制定に向けて進もうとしている。非常に参考になる視察であった。

## 【平成26年度議会運営委員会視察報告 落合 芳樹】

今回の視察目的は、「議会基本条例」及び「議会改革」ということで、神奈川県藤沢市議会と小田原市議会を視察しました。

まず、7月24日に関越道と圏央道を経由して藤沢市に向かいました。関越道と中央道と東名道が圏央道によって繋がったので、湘南地域が近くなったような気がしました。

藤沢市議会の様子については、藤沢市議会副議長の佐賀和樹氏と同議会事務局に説明してもらいました。佐賀副議長は42歳という若さで、しかも一人会派ということに驚きました。また、藤沢市議会では平成25年4月1日に議会基本条例が施行され、その中で「議会報告会」の開催を規定しています。そして、同年の10月から11月に、4地域に分けて3日間開催しました。参加人数は10人から18人で合計55人ということです。秩父市とあまり変わらないと思いましたが、条例の中に明記してあるので、今年度も開催するそうです。

7月25日には、小田原市議会を視察しました。議会基本条例は藤沢市議会と同様に、平成25年4月1日に施行されました。そして、議会報告会は同年8月に2地域に分けて2日間開催しました。内容は、議会基本条例制定の報告とそれに対する質疑等ということでした。今年度も11月に行うそうですが、その内容は小田原市議会に関するアンケート調査を9月に行い、それに基づいて開催するそうです。調査の実施にあたり、小田原市内在住の満18歳以上の3,000人を無作為に抽出するということです。我々も開かれた議会づくりに向け、よりよい議会運営に反映させるために、このようなアンケートを行ったらどうかと思いました。

## 【議会運営委員会行政視察報告 松澤 一雄】

議会は、二元代表制の一翼を担い、市民の行政参加により市民ニーズの多様化に対処するため、秩父市議会も開かれた議会を目標とした議会基本条例の制定を検討している。そこで、議会運営委員会は、基本条例の制定に先進的な藤沢市、小田原市の各市議会を視察した。視察内容は、基本条例制定の経緯、制定後の現状、今後の取り組みや改善等であった。

藤沢市議会では、平成23年8月に議会改革検討委員会を設置し、議論を重ね、平成25年2月に基本条例を全会一致で可決し、同年4月から施行している。条例の実施状況としては、①正副議長の選出を立候補制とし、それぞれ所信表明を行った後の投票選出、②市民等から提出される請願・陳情は、政策提案として提出者の希望により意見陳述が出来るものとし、③議会活動の報告と併せ、議会に対する市民の意思の把握等「議会報告会・意見交換会」を開催し、市民の議会への参加を促し、④議会活動に関する情報公開として「政務活動費の使途状況の公開」、⑤わかりやすい質疑内容として委員会での一問一答方式の実施、⑥決算・予算等特別委員会での質疑の事前通告制等であった。当市でも実施した議会報告会は、藤沢市においても参加者が少なく検討課題となっている。その他、予算等の特別委員会制度、補正予算の特定常任委員会での一極集中的審議を避けた補正予算常任委員会の設置等、当市にない制度の説明を受け参考となった。紙面の都合上、小田原市の報告が出来ないが、今後、当市においても各市の状況の利点を参考に、より一層の議会改革に取り組み、市民に納得のいく「開かれた議会運営」が図られるよう協議を重ねていかなければと思う視察であった。

## 【小田原市議会基本条例について 荒船 功】

小田原市議会基本条例は、平成23年4月の小田原市議会議員選挙後の「議会改革推進委員会」で、議会の役割・機能や住民との関係の明確化、議会のさらなる活性化等、議会基本条例の制定は必要との判断により、平成24年3月議会で「議会基本条例特別委員会」が設置された。

そして、「議会基本条例特別委員会」は、平成25年3月19日の議会基本条例案の作成に向けて、27回の委員会の開催、さらに、議員研修会（「議会基本条例等に関する留意点」講師：本橋謙治全国市議会議長会法制参事）また、市民を対象にした議会基本条例市民フォーラム（「分権時代の議会の役割」講師：北川正恭早稲田大学大学院教授）の開催。条例の素案に対する2回の市民説明会と意見の募集など年4回の定例議会を勤めながら、想像を絶する日程を熟されてこられた特別委員会の皆様に敬意を表します。

小田原市議会基本条例の制定の経緯を視察して、秩父市議会の議会改革特別委員会の記録を見ると、「第26回委員会」で議会基本条例について、「議会基本条例は制定すべきものであるとの結論に達した。」との記述がある。秩父市議会で議会基本条例を検討するのであれば、4月に選挙行われたばかりのこの時期が最適ではないかと思います。議員一人ひとり真剣に検討してみましよう。

## 【行政視察報告 小櫃 市郎】

議会は、市民の負託に応える為、議会基本条例の制定を前向きに検討すべく、先進市である藤沢市議会及び、小田原市議会を視察した。両市議会では、議会改革検討会設置の経緯及び概要、取り組み、今後の議会改革について等を研修した。

議会基本条例については、藤沢市議会では、平成23年8月に「議会改革検討会」を設置し議論を重ねてきた。小田原市議会では、平成21年6月に「議会基本条例検討委員会」を設置し議論をスタートさせ、平成24年3月に設置された「議会基本条例特別委員会」において、継続して協議を行ってきた。両市議会は、市議会に関する市民アンケート、議会基本条例についての市民への説明会や、パブリックコメント等を実施し、基本条例の素案を作成する前、作成した後ともに、積極的に市民の意見を聴取した上で、議会基本条例を制定していた。両市議会とも全会一致で議会基本条例が可決され、平成25年4月から施行されている。

秩父市議会においても、平成22年5月より議会改革特別委員会を設置し、26回の委員会で協議がなされ、平成25年1月には、議会基本条例について、制定すべきものとの結論に達していることから、今後においては特別委員会等を設置し段階的に協議する必要があると思う。



## 【議会運営委員会行政視察報告 笠原 宏平】

議会運営委員会では、議会改革と議会基本条例の先進地区である、神奈川県藤沢市議会と小田原市議会を視察しました。藤沢市は人口418,000人の都市で市議会議員は35名でした。議会改革を行うにあたり、平成23年8月に議会改革検討会が設置され、議会基本条例の制定に向けた協議のほか、市議会に関する市民アンケート・市民の声を聴く会の開催・他市議会の視察・市民に対し議会報告会の開催等について、16回の検討会が開かれ、平成25年4月に藤沢市議会基本条例が施行される事となりました。

小田原市は人口196,000人で議員27名の都市でした。小田原市の議会基本条例制定の経緯は、平成20年7月に議会運営委員会が先進自治体の視察を行ったことから始まり、平成21年6月に議会基本条例検討委員会を設置し、平成23年2月まで14回委員会が開催され、市民へ市議会に関するアンケート・他市への視察・意見交換会等を実施しました。平成23年4月の小田原市議会議員の改選後、議会改革推進委員会を設置し、議会の活性化や議会の役割・機能や住民との関係を明確化、議会改革の取り組みの明文化などのため、議会基本条例は必要であるとの判断により、平成24年3月に議会基本条例特別委員会が設置され、平成25年3月まで約1年間に26回の委員会を開催して、条例制定となったそうです。

我々、秩父市議会でも市民に開かれた議会を目指し今まで議会報告会を行っていますが、まだまだ足りないと思います。今後、他市を参考にし、議会改革を行い議会基本条例の制定も考えていきたいと思った次第です。